

# 千葉県屋根耐風改修費補助金交付要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 市長は、千葉県屋根耐風改修費補助事業要綱(以下「事業要綱」という。)第10条第2項の規定に基づき、住宅瓦屋根の耐風改修事業に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

## 第2章 住宅瓦屋根耐風改修費補助金

### (経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐風改修工事に要する費用で、改修者に支払う額又は耐風改修工事に係る屋根面積(m<sup>2</sup>)に24,000円を乗じた額のいずれか低額とする。

2 補助金の額(以下「補助額」という。)は、前項に規定する補助対象経費に23パーセントを乗じた額とする。ただし、552,000円を限度とする。なお、算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 耐風改修工事に要する費用に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県屋根耐風改修費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、耐風改修工事に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号の書類については、個人情報確認同意書(様式第2号)の提出により省略することができる。また、同一年度内に千葉県屋根耐風診断費補助金の交付を受けて診断した場合は、第1号から第5号の書類の添付について省略することができる。

- (1) 耐風診断の結果報告書の写し又は瓦屋根現況調査報告書(様式第3号)
- (2) 申請者及び所有者全員の住民票の写し
- (3) 滞納無証明書
- (4) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの
- (5) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの
- (6) 耐風診断に係る現地調査の写真
- (7) 改修計画書(図面等を含む)
- (8) 耐風改修工事に係る経費の内訳がわかる見積書又はその写し
- (9) 改修者の資格を証する書類
- (10) 診断者又は瓦屋根現況調査報告書(様式第3号)の調査者の資格を証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

### (補助事業の対象者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請の数が募集件数を超えたときは、補助事業の対象者を抽選により決定する。ただし、申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、受付期間内で募集件数に達しない場合、それ以降の申請については、先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、抽選を実施し、補助事業の対象者を決定したときは、千葉県屋根耐風改修費補助事業抽選結果通知書（様式第4号）により当該対象者に通知するものとする。

3 申請者が希望する場合は、申請者の立ち合いの下、抽選を行う。

（交付決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉県屋根耐風改修費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉県屋根耐風改修費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に工事に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、事業の内容を変更する場合は、千葉県屋根耐風改修費補助金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉県屋根耐風改修費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第9条 補助金の交付を申請した者は、第6条第1項に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉県屋根耐風改修費補助事業取下げ届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉県屋根耐風改修費補助事業中止承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、千葉県屋根耐風改修費補助事業中止承認書（様式第11号）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、第7条第3号に規定する遅延等について報告するときは、千葉市屋根耐風改修費補助事業遅延等報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉市屋根耐風改修費補助事業実績報告書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業要綱第9条第2項で定める状況写真及び材料写真
- （2）耐風改修工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
- （3）その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の2月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市屋根耐風改修費補助金額確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、次条による場合を除き、千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書（様式第15号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第13条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領を改修者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第11条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（様式第16号）を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第12条の規定による通知を受け、改修者が補助金の交付を請求するときは、千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書（様式第15号の2）を、市長に提出しなければならない。

### 第3章 指導・検査

（指導及び助言）

第14条 市長は、補助事業者に対して、耐風性能の向上について、指導及び助言を行うことができるものとする。

（検査）

第15条 市長は、耐風改修工事の内容を確認するため、必要に応じて補助対象住宅に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。

3 市長は、検査に補助事業者及び改修者の立会いを求めることができる。

4 補助事業者及び改修者は、当該検査に協力しなければならない。

- 5 市長は、検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めるとき、補助事業者及び改修者に、工事の改善を指示することができる。
- 6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。
- 7 市長は、前項の検査の結果、工事が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

#### 第4章 取消等

##### (決定の取消通知)

第16条 市長は、補助事業者が、前条第7項に該当すると認めた場合又は規則第17条第1項に該当する不正な行為を行ったと認めた場合、第6条第1項の交付決定を取り消し、千葉県屋根耐風改修費補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により補助事業者へ通知するものとする。

##### (返還命令)

第17条 市長は、補助事業者に対し、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉県屋根耐風改修費補助金返還命令書（様式第18号）によるものとする。

##### (権利譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

##### (有効活用)

第19条 補助事業者は、補助事業により耐風改修工事を行った住宅を、有効に活用するよう努めなければならない。

##### (事業の遂行)

第20条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って事業を行わなければならない。

#### 第5章 雑則

##### (補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は都市局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 千葉県屋根耐風改修費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
 申請者住所 区  
フリガナ  
 氏 名 (※)  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
 連絡先電話番号  
 連絡先メールアドレス @

住宅瓦屋根の耐風改修に係る工事費に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県屋根耐風改修費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

## 記

## 1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□にレを付すこと。)

千葉県屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、  
 下記に該当するもの

- 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修  
 スレート・金属屋根等への全面改修

## 2 建築物の概要

所在地 (地名地番)						
建築年月日	年	月	日			
階数	階	住宅区分	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 兼用住宅		
屋根面積	m <sup>2</sup>					

## 3 交付申請額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

(裏面に続く)

(裏)

4 交付申請額の基礎 (下線部分を記入してください。)

(1) 補助対象経費算出の算出

ア 耐風改修工事に要する費用 (税抜きの見積額) \_\_\_\_\_ 円

イ 面積単価による限度額

屋根面積 (\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>) × 24,000円 \_\_\_\_\_ 円

ウ ア又はイのいずれか低い額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助額の算定

エ ウ × 23% \_\_\_\_\_ 円

※千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる

オ 補助限度額 552,000円

カ 補助交付申請額 エ又オのいずれか低い額 \_\_\_\_\_ 円

5 改修者の情報

(1) 名称 \_\_\_\_\_

- (2) 区分  瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士等の有資格者が在籍する瓦屋根工事業者・建設業法第3条第1項に規定する許可あり  
 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可あり  
 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可なし  
 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

6 耐風改修工事事業期間 (予定)

着手: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 完了: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(添付書類)

- (1) 耐風診断の結果報告書の写し又は瓦屋根現況調査報告書 (様式第3号)  
(2) 申請者及び所有者全員の住民票の写し  
(3) 滞納無証明書  
(4) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの  
(5) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの  
(6) 耐風診断に係る現地調査の写真  
(7) 改修計画書 (図面等を含む)  
(8) 耐風改修工事に係る経費の内訳がわかる見積書又はその写し  
(9) 改修者の資格を証する書類  
(10) 診断者又は瓦屋根現況調査報告書 (様式第3号) の調査者の資格を証する書類  
(11) その他市長が必要と認める書類  
(\*) 個人情報確認同意書 (様式第2号)

※ (2) 及び (3) の書類は、(\*) の提出により省略することができる。

※同一年度内に千葉市屋根耐風診断費補助金の交付を受けて診断した場合については、(1) から (5) の書類の添付について省略することができる。

【住宅が共有の場合】

- (1) 共有者 (全員) の委任状  
(2) 共有者 (全員) の住民票の写し  
(3) 共有者 (当該住宅に居住している者のみ) の滞納無証明書

※共有者が市内在住の場合は、(2) 及び (3) の書類は (\*) の提出により省略できる。

様式第2号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名 (※)  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
生年月日 年 月 日

### 個人情報確認同意書

私は、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第4条の規定により、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

以下の2項目

- 1 市税を滞納していないこと
- 2 住民票謄本

瓦屋根現況調査報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

〒 ー

住 所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第4条第1号の規定により補助事業者の建築物を調査した結果、令和2年度国土交通省告示1435号により改定された昭和46年建設省告示第109号の規定への適合については下記のとおりでしたので報告します。

記

1 建築物の概要

(1) 補助事業者氏名

(2) 申請建築物所在地 (地名地番)

(3) 屋根の規模 屋根面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

2 瓦屋根の現況

※以下の項目のいずれかに不適合であれば告示基準を満たさない判定となります。

以下のア～ウまでの適合・不適合どちらかの□へチェック (☑) をしてください。

ア 棟部の全ての瓦がねじで緊結してある。

適合  不適合

イ 軒・けらば部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある。

適合  不適合

ウ 平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある。

適合  不適合

3 調査結果

現況のとおり本建築物は告示基準を満たしておりません。

調査者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

注) 調査者は事業要綱第2条第8号の規定による診断者であること。



様式第4号

様

## 千葉市屋根耐風改修費補助事業抽選結果通知書

下記補助金について、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、抽選を行いましたので、同要綱第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長



記

補助金の種類	千葉市屋根耐風改修費補助金
受付番号	
抽選結果	<input type="checkbox"/> 当選 <input type="checkbox"/> 補欠 <input type="checkbox"/> 落選
補欠者番号	
備考	

### [注意事項]

- 1 本通知書は、抽選結果についての通知であり、補助金交付決定通知書とは異なります。
- 2 当選者は補助事業の対象者となります。
- 3 当選者は、耐風改修の契約及び着手は、補助金交付決定後に行ってください。事前に着手した場合には補助金の交付はできません。

様

千葉市屋根耐風改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風改修費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐風改修助成事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

円

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様

千葉市屋根耐風改修費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風改修費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県屋根耐風改修費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により耐風改修費補助事業の交付決定のあった工事について、下記のとおり変更したいので、千葉県屋根耐風改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□レを付すこと。)

千葉県屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの

告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修

スレート・金属屋根等への全面改修

2 補助対象住宅の所在地 (地番)

区

3 変更区分

補助額の変更

上記以外の変更

4 変更内容

	変更前	変更後
内容		

5 変更理由

(裏面に続く)

(裏)

6 変更交付申請額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

7 交付申請額算出の基礎（下線部分を記入してください。）

(1) 補助対象経費の算出

ア 耐風改修工事に要する費用（税抜きの見積額） \_\_\_\_\_ 円

イ 面積単価による限度額

屋根面積（\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>）×24,000円 \_\_\_\_\_ 円

ウ ア又はイのいずれか低い額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助額の算定

エ ウ×23% \_\_\_\_\_ 円

※千円未満端数が生じた場合は、切り捨てる

オ 補助限度額 552,000円

カ 補助交付申請額 エ又オのいずれか低い額 \_\_\_\_\_ 円

(添付書類)

1 変更内容が確認できる資料

2 補助額が変更となる場合

変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

様

## 千葉市屋根耐風改修費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風改修費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 補助事業の目的及び内容（該当する項目の□レを付すこと。）  
千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、  
下記に該当するもの  
告示基準に適合する住宅屋根への全面改修  
スレート・金属屋根等への全面改修
- 2 補助対象住宅の所在地  
区
- 3 補助金の交付決定額（変更後）  
円
- 4 補助金の変更額  
マイナス 円（従前の交付決定額 円）
- 5 変更内容
- 6 交付の条件  
(1) 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。  
(2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。  
(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合  
(以下「遅延等」という。)には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

千葉県屋根耐風改修費補助事業取下げ届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名 (※)  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け屋根耐風改修費補助金の交付申請を行いました。下記の理由により耐風改修工事の交付申請を取り下げたいので、千葉県耐風改修費補助金交付要綱第9条第1項の規定により本届出書を提出します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□レを付すこと。)  
千葉県屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの  
 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修  
 スレート・金属屋根等への全面改修
- 2 補助対象住宅の所在地  
区
- 3 取下げの理由 (該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)  
 住宅を使用しないことになった (可能性が出てきた)  
 住宅を建替えることにした  
 工事内容、経費を再考したい  
 資金を用意することが困難となった  
 その他＝

千葉市屋根耐風改修費補助事業中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名 (※)  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で屋根耐風改修費補助金の交付決定のあった工事を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉市耐震改修費補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□レを付すこと。)  
千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの  
 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修  
 スレート・金属屋根等への全面改修
- 2 補助対象住宅の所在地  
区
- 3 取下げの理由 (該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。)  
 住宅を使用しないことになった (可能性が出てきた)  
 住宅を建替えることにした  
 工事内容、経費を再考したい  
 資金を用意することが困難となった  
 その他＝



様

千葉市屋根耐風改修費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風改修事業の中止について承認し、年 月 日付け千葉市指令 第 号の耐風改修費補助金の交付決定を取り消したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの

- 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修
- スレート・金属屋根等への全面改修

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

円

千葉市屋根耐風改修費補助事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐風改修費補助金の交付決定のあった工事について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容（該当する項目の□レを付すこと。）  
千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの  
告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修  
スレート・金属屋根等への全面改修
- 2 補助対象住宅の所在地  
区
- 3 報告事項（該当する理由の□にレを付すこと。）  
予定の期間内に完了しない（完了予定日： 年 月 日）  
事業の遂行が困難となった  
その他
- 4 理由

千葉市屋根耐風改修費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名 (※)  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった耐風改修工事が完了したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□レを付すこと。)  
千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、  
下記に該当するもの  
 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修  
 スレート・金属屋根等への全面改修
- 2 補助対象住宅の所在地  
区
- 3 耐風改修工事事業期間  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 4 補助金の交付決定額  
円

(添付書類)

- 1 工事に係る契約書及び領収書の写し
- 2 状況写真及び材料写真

様

千葉市屋根耐風改修費補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市屋根耐風改修費補助事業実績報告書により、耐風改修工事に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの

- 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修
- スレート・金属屋根等への全面改修

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付確定額

円

千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
申請者住所 区  
フリガナ  
氏 名 (※)  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市屋根耐風改修費補助  
金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐風改修費補助金交付要綱第13  
条第1項の規定により、その交付を請求します。

1 交付請求額

円

2 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□レを付すこと。)

千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、  
下記に該当するもの

- 告示基準に適合する住宅屋瓦根への全面改修  
 スレート・金属屋根等への全面改修

千葉県屋根耐風改修費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー  
住所 区  
会社名  
代表者氏名 印  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県屋根耐風改修費補助  
金額確定通知書により確定した補助金について、千葉県耐風改修費補助金交付要綱第13  
条の2第3項の規定により、その交付を請求します。

1 交付請求額

円

2 補助事業の目的及び内容 (該当する項目の□レを付すこと。)

千葉県屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、  
下記に該当するもの

告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修

スレート・金属屋根等への全面改修

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日

(あて先) 千葉市長

私は千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第13条の2第2項の規定により、補助金の請求及び受領を下記の受任者に委任します。

記

委任者 (補助事業者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記の権限の委任を受ける事を承諾します。

受任者 (改修者)

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

様

千葉市屋根耐風改修費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した屋根耐風改修費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの

- 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修
- スレート・金属屋根等への全面改修

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

円

4 取消しの理由

審査請求等について

1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



様

千葉市屋根耐風改修費補助金返還命令書

千葉市屋根耐風改修費補助金事業に係る補助金について、千葉市屋根耐風改修費補助金交付要綱第17条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風改修費補助事業要綱第2条第9号に規定する耐風改修工事のうち、下記に該当するもの

- 告示基準に適合する住宅瓦屋根への全面改修
- スレート・金属屋根等への全面改修

2 補助対象住宅の所在地

区

3 返還を命ずる金額

補助金の交付決定額	円 (	年	月	日通知)
補助金の既交付額	円 (	年	月	日交付)
返還を命ずる金額	円			

4 返還期限

年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏面に続く)

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。